

院外処方のお客様へ ～ 一般名処方について ～

当院は、先発医薬品と同等であるものとして承認されている後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組んでいます。

後発品をはじめとする医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において銘柄によらず調剤のできる柔軟性を増し、薬物療法を安定的に提供する観点から、「一般名処方」による対策を行っており、変更等においては説明を行っております。

ご理解ご協力をお願いいたします。

一般名処方イメージ

「銘柄名処方」

原則、当該銘柄を調剤

○○○錠 △△mg □錠

（ 銘柄名 + 剤型 + 含量 ）



「一般名処方」

有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能

【般】 ◎◎◎錠 △△mg □錠

（ 一般名 + 剤型 + 含量 ）

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひとくらし、みんなのために
Ministry of Health, Labour and Welfare